

せんだいメディアテーク公開資料（smt コレクション）の二次利用に関する留意事項

2014年4月1日

せんだいメディアテーク

これは、せんだいメディアテーク（以下、「メディアテーク」といいます）がライブラリーやウェブサイトを通じて公開する資料（3がつ11にちをわすれないためにセンター資料をふくむ「smt コレクション」）（以下、「本件資料」といいます）を利用する人（以下、「利用者」といいます）が、その利用の前提となる確認事項や守るべき条件を記載したものです。

（本件資料の定義）

「せんだいメディアテーク事業記録」とは、メディアテークが主催・共催した事業の記録物（映像、写真、音声、文字情報のデジタルデータ）のことを指します。

「協働による制作物（地域文化デジタル資料）」とは、メディアテークと任意の第三者が協働して制作した資料（映像、写真、音声、文字情報のデジタルデータ）のことを指します。

「3がつ11にちをわすれないためにセンターが管理する資料」とは、東日本大震災に関する映像、写真、音声、文字情報（いずれもデジタルデータ）のことを指します。

（利用の条件）

利用者は、本件資料を、映像音響ライブラリーやウェブサイトで自由に閲覧することができます。

また、利用者は、所定の申込手続と審査を経た上で、メディアテークが本件資料の利用を許可した場合には、メディアテークの定める条件に従って、本件資料について二次利用（複製、上演・演奏、上映、公衆送信、口述、展示、翻訳・翻案等、二次的著作物の利用）することができます。

（二次利用に関する手順）

（1） 申込

利用者は、所定の申請書に必要事項を記載の上、メディアテークへ申請してください。

（2） 回答

メディアテークは、申込内容を審査の上、原則として7日以内に利用者へ回答いたします。

（3） 資料の提供

本件資料はデジタルデータで提供いたします。本件資料のデジタルデータが入ったメディアを送付する場合、それに関する費用は着払とします。

(4) 利用実績の報告

利用者は、本件資料の利用後、所定の報告書に記載の上、メディアテークへ提出し利用実績を報告してください。また、本件資料の利用に基づく成果物がある場合には、成果物自体もしくはそのコピー（以下、「成果物等」といいます）を1部提出してください。

(諸注意)

- (1) 本件資料を利用した印刷物・発行物等には、「資料提供：せんだいメディアテーク」（「3がつ11にちをわすれないためにセンターが管理する資料」の場合には、「資料提供：3がつ11にちをわすれないためにセンター／せんだいメディアテーク」および必要に応じて「撮影・記録：(個人名)」を明示してください。
- (2) 本件資料は、申請書に記載された用途以外に使用することはできません。再使用の際にはその都度申請をしてください。
- (3) 本件資料の原著作者及び第三者の権利を侵害しないようご注意ください。
- (4) 法令等を遵守し、公の秩序または善良の風俗を害するおそれのある行為に利用するのはご遠慮ください。
- (5) 使用後の本件資料は返却する必要がありません。ただし、無断流用防止のため、利用者において確実に破棄してください。
- (6) 本件資料の利用許可に基づく権利を、第三者に譲渡・二次利用させることはできません。
- (7) 利用者が本規約に違反、または、目的の変更により使用の必要がないと認められる場合、メディアテークは利用許可の取消を行う場合があります。なお、その際に生じた利用者の損害について、メディアテークは一切の責任を負いません。
- (8) 本件資料の改変を行う場合には、本件資料の内容について誤解を招くような改変にならないようご注意ください。本件資料の原著作者の意に反する改変は許されておりません。
- (9) 利用実績として提出された成果物等は、メディアテーク利用者のための参考資料として館内で閲覧に供することがあります。